

令和8年度大和高田市立幼稚園給食配達業務委託契約書(案)

発注者 大和高田市（以下「甲」という。）と、受注者
（以下「乙」という。）との間に、甲の幼稚園の給食の配達に関する業務委託及びこれに付帯する事項の契約を次のとおり締結する。

記

（目的）

第1条 甲は、乙に幼稚園給食配達業務（以下「委託業務」という。）を委託する。

（業務の内容）

第2条 前条によって甲が乙に委託する業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 調理した食品及び食器類を給食配達車に積載し、浮孔・浮孔西小学校から、甲が指定する日時内に別紙仕様書記載の幼稚園に配達し、給食後使用済みの食器類を給食配達車に積載し、回収する。
- (2) 小学校及び幼稚園における給食配達に付帯する一切の作業を行う。
- (3) その他乙が行う業務の明細は、別紙仕様書のとおりとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和8年4月13日から令和9年3月17日までとする。

（委託料等）

第4条 委託料は、日額金 円（うち消費税等 円）とする。

（委託料の支払い方法等）

第5条 甲は、毎月の業務完了後、乙の適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（業務遂行上の注意）

第6条 乙は、本委託業務遂行にあたっては、配達物件の性格上、細心の注意を払い、誠意をもって円滑、確実に遂行するものとする。

- 2 事故発生の際は、速やかに教育委員会に連絡し、担当者の指示を受けるものとする。
- 3 乙は、労働争議によるストライキ等の場合においても、甲に対し迷惑を及ぼさず業務を遂行するものとする。

（現場責任者及び従業員）

第7条 乙は、第1条に規定する委託業務を行うにあたっては、乙の従業員の中から責任者を定め、業務の指導監督にあたらせるものとする。

- 2 第1条に規定する業務に従事する乙の従業員は、乙の雇用関係にある従業員とし、道路運送、

食品衛生及び環境衛生関係に関する諸法令の規定を厳守するものとする。

- 3 乙は、この契約の履行にあたっては、学校の内外を問わず、勤務時間内の交通安全に万全を期し、交通安全講習及び交通安全教育を徹底させるものとする。
- 4 乙は第1条に規定する業務に従事させようとするときは、あらかじめ甲の指定するところに従い、当該従業員の名簿を甲に提出し、その承認を得なければならない。その後の異動についても同様とする。
- 5 乙の従業員は、甲の指示するところにより検便を受けなければならない。又、甲の指定する衛生管理に従わなくてはならない。

(従業員の変更)

第8条 甲は、乙の従業員が甲の事業の運営、維持及び管理に支障をきたすと認めたときは、甲乙協議のうえ従業員の変更を行うことができる。

(権利義務の譲渡等)

第9条 乙は、いかなる事由があろうとも、甲の承諾したこの契約によって生じた権利又は義務を第三者に委託し又は、請け負わせ、若しくは譲渡してはならない。

(相互協力)

第10条 委託業務は、特殊車両による運営であること及びその内容の重要性を考慮し、甲乙相協力して業務の遂行を図るものとする。

(勤務日及び時間)

第11条 第1条に規定する委託業務は、甲の指定する勤務を要する日の午前10時50分から午後3時までに終了するものとする。ただし、甲は、必要があるときは、乙に通知してこの時間を延長し、又は短縮することができる。

(使用車両)

第12条 乙が委託業務に使用する車両は、いかなる事由があろうとも乙の所有する車両であり、且つ、甲の承認を得たものでなければならない。

- 2 給食配送車は1台とし、万一の事故等にあっても遅滞なく委託業務の遂行を図るため、常時、代替車両の準備をしておかなければならない。
- 3 給食配送車は乙の負担とし、配送条件に最適な車両であること。
- 4 給食配送車にかかる任意保険は、1事故一人につき、対人無制限、対物一千万円以上に加入のこと。
- 5 給食配送車は、他の業務に一切使用してはならない。

(車体検査の時期)

第13条 乙は、委託業務に使用する車両は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定に基づく車両検査を受ける場合、委託業務に支障のない春季又は夏季又は冬季等の休業期間中に行うものとする。

(甲の物件使用)

第14条 乙は、委託業務遂行にあたっては、甲の承諾を得て甲の建物の一部及び器具等を使用することができる。

(秘密の保持)

第15条 乙は、この契約の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用する。

(甲の解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく本契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないことが明らかになったとき。
- (2) 本契約の締結又は履行につき不正の行為があったとき。
- (3) 正当な理由がなく、本契約の履行のため甲が行う監督及び検査等に対し、妨害及び指示に従わない等の協力義務に反する行為をしたとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人又は支店若しくは営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に参加していると認められるとき。

ウ 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 下請契約、購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

ク 下請契約等に当たり、アからカまでのいずれかに該当する者と知らずにその相手方としていたことが認められる場合において、甲から当該契約の解除を求められて、これ

に従わなかったとき。

ケ 契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、この契約条項に違反したとき。

(違約金)

第17条 前条の規定により本契約を解除した場合、甲は、乙に対し、契約金額（契約期間中ににおける仕様書に定める予定日数に契約単価を乗じて得た額）から既済部分に対する相当額を控除した額の100分の10に相当する額を違約金として徴収するものとする。

(談合等による解除)

第18条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。

(1) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかつた場合にあっては、同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令）が確定したとき。

(2) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 甲は、前項の規定による契約解除をした場合において、乙に損害が生じてもその責めを負わない。

(賠償金)

第19条 前条の規定に該当する場合は、乙は、契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として契約金額（契約期間中ににおける仕様書に定める予定日数に契約単価を乗じて得た額）の100分の20に相当する額を支払わなければならない。当該契約を履行した後も、同様とする。

(管轄裁判所)

第20条 この契約に関する訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の解決)

第21条 この契約に定める事項その他について疑義が生じたときは、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）、大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）及び甲が定めるその他の規程に従うものとし、その他は必要に応じて甲と乙とが協議の上、定めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲と乙とが双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 大和高田市大中98番地4
大和高田市
大和高田市長 堀内大造

(乙)